

第 2 号

令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

令和6年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,942千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ910,508千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村敬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸 収 入		千円	千円	千円
		<b>898,971</b>	<b>8,942</b>	<b>907,913</b>
	1 貸 付 金 元 利 収 入	895,737	1,349	897,086
	2 雑 入	3,234	7,593	10,827
歳 入 合 計		<b>901,566</b>	<b>8,942</b>	<b>910,508</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		5,673		5,673
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	5,673		5,673
2 公 債 費		861,319	29,171	890,490
	1 公 債 費	861,319	29,171	890,490
3 諸 支 出 金		34,574	△ 20,229	14,345
	1 繰 出 金	34,574	△ 20,229	14,345
歳 出 合 計		901,566	8,942	910,508

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和7年度	千円 272